

都市計画法第62条第1項の規定により，京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので，同条第2項の規定により，次のとおり縦覧に供します。

平成26年3月14日

京都市長 門川大作

1 図書の写しの概要

(1) 施行者の名称

京都市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・4・133号 梅津太秦線

(3) 事業施行期間

平成16年11月5日から平成27年3月31日まで

(4) 事業の所在地

ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

2 縦覧場所，縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

(2) 縦覧期間

平成26年3月13日から平成27年3月31日まで

（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

（建設局事業推進室）